資料４

二巡目協議用　正副会長試案

※盛り込むべき項目と内容

Ⅰ　総　則

1　前文　(条例制定の背景、自治の方向性や基本原理、制定者の決意などを述べたもの)

(1) 熊本市がどういうまちであるか。⇒地下水などの環境、熊本城等の歴史的遺産、文化　など
(2) 熊本市の自治を今後どのように進めていくべきか。⇒情報共有、参画、協働　など
(3) 自治基本条例制定の意義　⇒地方自治の本旨の実現、最高規範性　など

2　目的　(条例に規定する内容を明らかにし、最終目的を示すもの)

(条例に規定する内容を明らかにするもの)
⑴　自治の基本理念を明らかにするということ。
⑵　市民と市議会と市の執行機関等の役割を定めるということ。
⑶　自治を進めるための基本原則を定めるということ。
(最終目的)
⑴　地方自治の本旨に基づく自治を推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すということ。

3　自治の基本理念　(自治を進める際の基本的な考え方)

地方自治の本旨に基づき団体自治を確立し、住民自治の拡充･推進を目指すため、次の基本理念を掲げる。

(1) 熊本市自らの意思と責任のもとで自立した市政が行われること。
(2) 市民、市議会及び市の執行機関等が、相互に情報を共有し、信頼し合い、協働して市政が進められること。
(3) 一人ひとりの人権を尊重すること。
(4) 主権者である市民の意思を適切に反映した市政が行われること。
(5) 市民の自発的、積極的な参画により市政が進められること。
(6) 持続可能な循環型地域社会を実現すること。

4　自治運営の基本原則 (自治を運営する際の基本原則)

(1) 情報共有の原則
(2) 参画の原則
(3) 協働の原則

【現状】
〇地方自治法第１条の２　地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

〇「地方自治の本旨」とは、日本国憲法第92条に規定されるもので、団体自治(*1)と住民自治(*2)の2つの要素から構成される。

*1団体自治	一定の地域を基礎とする国から独立した団体（自治体等）を設け、この団体の権限と責任において、地域の行政を処理する原則のこと
*2住民自治	地方における行政を行う場合にその地方の住民の意思と責任に基づいて処理するとする原則のこと

〇地方分権改革推進法　第2条
(地方分権改革の推進に関する基本理念)
　地方分権改革の推進は、国及び地方公共団体が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえ、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

〇熊本市基本構想「まちづくりの基本理念」
　「まち」は、人が集まり、助け合いながら暮らしを営み、歴史を刻んで形づくられてきました。
　いつの時代もまちづくりの主役は市民です。
　私たちの住む熊本市は、豊かな緑や清らかな地下水などの恵まれた自然の中で、安全でおいしい食をはぐくみ、先人たちの努力と英知で築き上げられた伝統ある歴史、文化を有する暮らしやすく住みやすい「まち」です。
　このような中、今、わが国では、少子高齢化の進展とともに本格的な人口減少社会を迎え、これまでの社会経済のあり方の抜本的な見直しが迫れています。また、地方には、地域の個性や特性を生かし、自らの判断と責任において、まちづくりを進めていくことが強く求められています。
　この大きな時代の転換期にあたって、改めて、私たちは、まちづくりの原点は「人」であることを思い起こし、市民一人ひとりの主体的な参画と協働のもと、先人たちが築いた文化や財産を大切にはぐくんでいかなければなりません。そして、すべての人の人権が等しく尊重され、安心して心豊かに暮らせる環境の中で、温かな出会いとふれあいがあり、個性豊かで多様な地域社会をつくるとともに、九州中央に位置する特性を生かして、活力と魅力にあふれた誇りが持てるまちを築き上げ、次の世代へと引き継いでいきます。

【1巡目の意見】

★「前文」「目的」について
〇特になし

★「自治の基本理念」について
〇基本理念は大事だが、前文との整合性をとる必要がある。(鈴木委員)
〇「住民主権」と「住民の福祉」について内容が不足しており、大問題である。(西村委員)

【林委員･西村委員提言】

★「前文」について
○自治体の憲法として自治基本条例を制定する。
○住民の信託に基づく、市議会及び市行政の運営。
○国、熊本県と対等な立場での相互協力の関係。
○地方自治の本旨に基づく、市議会及び市行政の運営。
○自治基本条例の最高規範性の宣言。
○主権者としての住民
○情報公開･共有
○住民参画･協働
○地方自治の本旨の実現
○住民自治
○住民の利益と権利、人権の擁護
○住民の福祉の実現
○持続可能な循環型の地域社会の実現
○住みよい地域社会
○熊本市の地域的な特徴（地下水、森、樹木、歴史的文化遺産、城、経済）
○歴史的にみた自治の伝統
○自治基本条例の歴史的必要性の説明
○自治基本条例の性格と任務、その必要性、熊本市の特徴を表現したものにしなければならない。
○この条例の最終目的は住民の福祉の実現である。そのために、（1）～（15）の文言を入れて作成すべきである。

★ 「目的」について
○第１条　この条例は、自治体の憲法として熊本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を明らかにし、住民の信託に基づく市議会及び市長その他の執行機関等の役割と責務等を明らかにするとともに、住民自治による情報の共有と住民参画・協働の市政運営に務め、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とします。
○第２条　住民は、熊本市の自治の主権者として、選挙により住民の代表者である議会の議員並びに市の代表者である市長を定め、その職を信託します。
○自治基本条例は、自治体の「憲法」です。この条例は、熊本市における自治の仕組みと自治の理念と自治の運営など制度をつくることです。
自治の基本理念と自治運営の基本原則を定め、制度と機構を確立し、主権者としての住民の位置と役割、住民の信託により選ばれた市議会と市長、執行機関及び職員の役割と責務を明らかにし、住民の福祉の実現をめざし、情報共有の下住民参画を基本に、行政運営の基本原則に基づく制度等熊本市の自治の基本を定め、地方自治の本旨の住民自治の確立を目的とします。
○自治基本条例の目的は、自治の理念、仕組み自治運営の基本原則など制度を含むものでなければならない。

★「自治の基本理念」について
○第５条　市は、次に掲げることを基本理念として、地方自治の本旨に基づき団体自治を

確立し、住民自治の拡充・推進を目指します。
（１）住民主権　　住民が自治の主権者として、住民参画により住民自治を実現することが、地方自治の根幹であります。
（２）信託に基づく市政　　熊本市の自治の一部を主権者である住民から信託され設置された、二元代表制の市議会、市長及び市の執行機関は、地方政府として、住民自治及び団体自治の原理に基づき、情報公開と住民参画を基本として公正で透明な開かれた市政運営を行わなければなりません。
（３）人権の尊重及び福祉の増進　　住民は、平等として扱われ、国籍、障害の有無、性別、年齢、政治的、経済的、社会的関係等において差別されません。
住民は、多様な価値観を有する個人として尊重されるとともに、人権が守られなければなりません。地方政府は、住民の利益と権利を擁護し、一人ひとりの福祉の増進のため、最大限努力しなければなりません。
（４）持続可能な循環型地域社会の実現　　地方政府は、地域資源の有限性を自覚し、地域における自然、経済、文化の均衡のとれた住みよい地域を目指し、国際的関係をも視野に入れて、情報公開と住民参画を基本とした市政のもとに、多様で豊かな持続可能な循環型地域社会の実現を目指します。
（５）市と県と国の対等な関係　　市は、国及び県と対等・協力関係の下で団体自治を実現し、住民自治の原則、住民の市政への参画・協働のもとに、自立的でかつ透明な開かれた市政運営を行わなければなりません。

○総合的、体系的な自治の基本理念を明記（１）～（５）は、体系として不可欠である。

★「自治運営の基本原則」について
○第６条　住民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念に基づき、次に掲げる基本原則の下に自治の運営を行います。

（１）情報共有の原則　市議会及び市長等は、市政に関する情報を積極的に住民に公開し、情報の共有を図ること。
（２）参画の原則　住民の参画を基本として市政運営を行うこと。
（３）協働の原則　公共的課題の解決に当たっては、住民と対等な立場で協働を進めること。
（４）説明・応答の原則　住民からの意見・質問等に対しては、十分かつ誠実に説明・応答をすること。
２　住民は、市政に参画又は協働をしないことによって、いかなる不利益も受けないこと。

二巡目協議用　正副会長試案

※盛り込むべき項目と内容

Ⅰ 総 則

5 定義について

⑴ 住民
①熊本市の区域内に住所を有する者
⑵ 市民
①熊本市の区域内に住所を有する者
②熊本市の区域内に通勤する者
③熊本市の区域内に通学する者
④熊本市の区域内で事業を営むもの
⑤熊本市の区域内で活動するもの
⑶ 市の執行機関等
①市長
②教育委員会
③選挙管理委員会
④人事委員会
⑤監査委員
⑥農業委員会
⑦固定資産評価審査委員会
⑧公営企業管理者
⑨消防長
⑷ 参画
①施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること。
⑸ 協働
①同じ目的のために、それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、協力すること。
⑹ まちづくり
①自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、わたしたちが暮らす熊本市を魅力的でより快適にしていく活動
⑺ 市政
①市議会、市の執行機関等が行う全ての活動

⑽ 市
⑾ 自治
⑿ 地方政府
⒀ 出資団体等
⒁ コミュニティ
⒂ 地域のまちづくり
} 項目及び内容を協議していく中で、定義を定める必要が生じた場合協議

【現状】

〇地方自治法第10条
　市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。
②　住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

〇地方自治法第11条
日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。

〇地方自治法上の「執行機関」は、①市長～⑦固定資産評価審査委員会までである。(地方自治法第 138 条の 4、第 180 条の 5)

〇公営企業管理者は地方公営企業法で、消防庁は消防組織法により、一定の権限を有し、独立して事務を執行していることから、独立の機関である。

〇情報公開条例における実施機関　①～⑨＋議会

〇熊本市基本構想における「参画」の定義は、「施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること。」

〇熊本市基本構想における「協働」の定義は、「同じ目的のために、それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、協力すること。」

【1巡目の意見】

★「市」について
〇二元代表制の観点から市というものの位置付けを明確にする必要がある。(西村委員)

★「市民」について
〇市民という表現だけでは網羅できないので、「住民」「事業者」「団体」について明確にする必要がある。(西村委員)
〇地方自治法第１０条の「住民」は法人と自然人、第１１条の「住民」は選挙権を有する自然人、「市民」と「住民」という言葉を使用する場合は峻別すべき。(林委員)

★「参画・協働」について
〇「参画」「協働」「まちづくり」「コミュニティ」などについては、条項と整合性が必要なので、基本的に定義が必要なものはきちんとすることでよい。(鈴木委員)
〇自治基本条例の根幹に関わる問題。(西村委員)
〇「参画」「協働」が非常に曖昧な使われ方をしており、違いがわからないため、盛り込む必要がある。(田中委員)
〇「参画」の前の段階で「参加」という言葉があり、多くの自治体では条例等のキーワードとして入れてあるが、熊本市には入れないのか。「参加」⇒「協働」と、連鎖していく動態概念を持ったものとして一連の用語として概念規定をしてはどうか。(荒木副会長)

★「まちづくり」について
〇色々な条例を読むと、「まちづくり」は、「地域におけるまちづくり」を指している。あくまでも「地域のまちづくり」と位置づける必要がある。（西村委員）
〇曖昧な言葉であり、どういう活動をいうのか、いちいち説明が必要であり、説明する人によってまるきり違ったことを説明する可能性がある。（西村委員）

★「市政」について
〇　議会と市長、執行機関が行うものとし、市政に住民が参加していくことが重要。（西村委員）

【林委員･西村委員提言】
〇（定義）
第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとします。
（１）自　治　　自治体である熊本市を、主権者である住民が責任を持ち自ら治めることをいいます。
（２）住　民　　熊本市の区域内（以下「市内」という。）に居住する地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「自治法」という。）第１１条に規定する者及び自治法第１０条に規定する住民から法人を除いた自然人をいいます。
（３）市　民　　市内に通勤し若しくは通学する者をいいます。
（４）事業者等　　市内で事業を営み又は活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいいます。
（５）地方政府　　市議会、市長及び市の執行機関をいいます。
（６）市　　政　　市における地方政府の政策及び活動のすべてをいいます。
（７）市　長等　　市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。
（８）参　　画　　市政に関する課題の設定、施策の立案・計画、検討、決定から実施及び評価、見直しまでの過程に主体的に住民が参画することをいいます。
（９）協　　働　　住民、市議会及び市長等は、それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、補完し、協力し、公共的目的を果たすことをいいます。
（１０）まちづくり　　良好な環境及び福祉の住みよい都市づくりを目指して行う市、住民、市民及び事業者等の行う地域における活動をいいます。
（１１）　出資団体等　　次に、該当するものを出資団体等といいます。
　ア　市が出資している団体
　イ　市が補助金、奨励金、助成金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体
　ウ　市が事務事業の委託及び自治法第２４４条の２第３項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体
　エ　市の職員を派遣している団体

二巡目協議用　正副会長試案

※盛り込むべき項目と内容

Ⅱ 役 割

1 市民の権利と責務

【自治を進める上で必要な権利と責務】

⑴ 市民の権利

市民は、日本国憲法及び法令に定める権利、義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、市民は次の権利を有します。

① 市の執行機関等及び市議会に対して、情報を求める権利

② 市政に参画する権利

③ 市政に関し意見を表明し、提案する権利

⑵ 市民の責務

自治の基本理念を実現するため、次の責務を果たします。

① 市政への参画に当たっては、自らの発言と行動に責任をもつ。(義務規定)

② 市政への積極的な参画 (努力規定)

③ 自らまちづくりに取り組む (努力規定)

④ 市内で事業を営むもの及び市内で活動するものは、その事業または活動が社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域社会との調和に努め、暮らしやすい地域社会の実現に寄与する。(努力規定)

【現状】
○　日本国憲法で規定されている権利及び義務

〔個人の尊重と公共の福祉〕
第 13 条すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔学問の自由〕
第 23 条学問の自由は、これを保障する。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕
第 25 条すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

○　地方自治法で規定されている権利
行政サービスを等しく受ける権利（10条2項）、選挙に参与する権利（11条）、条例の制定又は改廃を請求する権利（12条1項）、監査を請求する権利（12条2項）、議会の解散を請求する権利（13条1項）、議会の議員、市長、副市長、教育委員会の委員等の解職を請求する権利（13条2項3項）等

○　情報公開条例では、行政の広域化によって、市内に通勤し又は通学している者も、何らかの形で行政サービスを受けているという実態から、市に居住していない者も開示請求を認めている。

【1巡目の意見】

★「市民の権利」について
○主要な権利は、憲法や地方自治法を読まなくても分かるようにしておくことは、公共団体の責務。自治基本条例には入れておくべき。（例：思想や表現の自由、個人の尊重、生命、自由、幸福を追求する権利、健康で文化的な生活を営む権利、選挙権、被選挙権、条例請求権、条例の改正や廃止の請求権など）（西村委員）
○第1次案の第7条1項及び2項に記載している項目は盛り込む必要がある。（例：生命、自由、幸福を追求する権利、その他の権利、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利、浄水享受権、青少年・子どもの市政に参画する権利）（林委員）

★「まちづくり（市政）に参画（参加）する権利」について
○「市政に参画」という言葉が非常に重要。（山形委員）

★「協働請求権及び協働諾否権」について
○協働の趣旨を考えたとき、慎重な議論が必要。（原委員）

○市民と行政が対等な形で協働を進めていく上で、市民に権利を付与して法的な立場を明確にすることが大事なので盛り込むべき。（西村委員）
○この権利を主張すること自体が、協働により寄与するのかを考えなければならない。また、この権利が適用される具体例を示して議論すべき（落水委員）
○どのようなものがこの権利の対象になるのか、またどういう制度設計になるのかなどを、上越市、平塚市、米原市、下関市などの事例や最新の動向等をフォローアップする。（林委員）

★「まちづくりに取り組む市民の責務」について
○「まちづくり」に固定するのは違和感がある。「まちづくり」と「地域づくり」の概念を後で検討してもらいたい。（林委員）

★「事業者の責務」について
○新しく合併した町の事業者へも影響することなので、検討する必要がある。（山形委員）
○「社会に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するように努める」など、事業者の責任を広く考えるべき。（林委員）
○事業者の「活動」の意味が、市民活動なのかイメージがつかめないので、検討する際に議論してもらいたい。（松崎委員）

【林委員･西村委員提言】
○（住民の権利及び責務）
第７条　住民は、憲法に規定する基本的人権を有し、すべて一人ひとりの個人として尊重され、平和で良好な環境のもとで、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障されます。
２　住民は、自治法に定めるところにより、主権者として、住民の代表を選ぶ権利、条例の制定・改正又は廃止、市長・市議会議員の解職請求等の直接請求を行う権利、住民監査請求、住民訴訟の提起、その他の権利を有し、これを行使することができます。
３　市民及び事業者等は、法令又はその性質上保有できない権利を除き、前２項及び次項以下の権利を等しく行使することができます。
４　住民は、本条第１項及び第２項に規定するもののほか、主権者として、次に掲げる権利を有し、これを行使することができます。
（１）市政運営に関し、知る権利としての市長等及び市議会に対して、情報を取得する権利
（２）自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利
（３）市長等及び市議会に対して、市政に参画する権利
（４）市政に関し、意見を表明し、又は提案する権利
（５）市政に関し、説明を求める権利
（６）市長等及び市議会に対して、協働を請求する権利（以下「協働請求権」といいます。）
（７）市長等及び市議会からの協働を求めることに対し、諾否をする権利（以下「協働諾否権」といいます。）
（８）良好な、自然的、社会的、文化的環境のもとで生きる権利
（９）安心・安全に生きる権利
（１０）阿蘇からの地下流水である市内の地下水を公水と位置づけ、清浄な地下水を享受する権利（以下「浄水享受権」といいます。）
（１１）青少年・子ども（未成年者の住民をいいます。以下同じ。）の市政に参画する権利

（１２）　市政に関し、自ら考え判断し市政に参画するため、学習する権利
５　住民は、参画する権利、協働請求権、協働諾否権及び浄水享受権その他の権利の行使に当たっては、自治の主体であることを認識し、自らの発言と行動に責任をもたなければなりません。
６　事業者等は、自由で自立した活動を営むとともに、住民及び市と相互に連携し、地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚して、地域社会との調和を図り、安全で快適な環境の実現に寄与するように務めなければなりません。

二巡目協議用　正副会長試案

※盛り込むべき項目と内容

Ⅱ 役 割

2 市議会の役割

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

⑴　市議会の役割

市議会は、地方自治法に定める権限を有するとともに、以下の役割を担います。

①　市政運営を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政の実現　(努力規定)

②　広範な市民の意見の聴取や集約　(努力規定)

③　分かりやすく開かれた議会運営　(努力規定)

⑵　市議会議員の責務

①政策の提案及び立法に関する活動を行うこと　(努力規定)

②市民の信頼に応え、誠実に職務を行うこと　(努力規定)

③説明責任を果たすこと (努力規定)

【上記の基本理念･基本原則を実施する具体的な方法】

市長等の反問

請願及び陳情者との意見交換

【現状】

○議会の設置
　普通地方公共団体に、その議事機関として議会を置くことが規定されている。(憲法第93条･地方自治法第89条)

○議会の権限
　条例の制定･改廃、予算の決定、決算の認定などの議決権(地方自治法第96条等)、選挙権(同法97条等)、決定権(同法118条1項)、調査権(同法100条)、不信任議決権(同法178条)、請願受理権(同法124条、125条)などがある

○会議の規則は、「熊本市議会会議規則」により、詳細に定めている。

○委員会のモニター放送(熊本市議会委員会モニター放映取扱規定)
○本会議のインターネット中継
○ホームページの作成
○会議録のホームページでの提供

【1巡目の意見】

★「市議会の役割と責務」について
＜全体の意見＞
○私見だが、議会自らが、議会基本条例を平行して検討していくべき時代にきているのではないか。(落水委員)
○議会自らが基本的な条例を踏まえないと議員や議会が乗り遅れてしまっている気がする。議会独自の基本条例も議論されていい。(村上委員)

＜「1　意見の聴取」の意見＞
○市民を代表した議員が議論を通して住民の意思の調整・統合を図っていくところに議会の基本的役割があるので盛り込むことに賛成。(西村委員)
○主権者である住民の信託を受けた「議事機関」としての議会の権限を条文化しておく必要がある。(林委員)
○「意思決定機関」、「議決機関」、「議事機関」については、検討すべき。(荒木副会長)

＜「7　必要かつ十分な会議」の意見＞
○「市議会の会議は討議を基本」として、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て質問及び意見を述べることができる。いわゆる「反問権」の規定が必要。(林委員)
○必要かつ十分な会議を行うことに異議はないが、これをすると執行部が混乱しないか。(落水委員)
○盛り込むべきと思うが、議員は年に何回か講座を開くなど、市民と議員を結びつける具体的な仕組みが必要。(田中委員)

★「市議会議員の責務」について
○特になし

【林委員･西村委員提言】
（　地方政府（　議会の設置　）　）
第８条　市に、地方政府を構成する議事機関として、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される議会を設置します。

（　市議会の権限等　）
第９条　市議会は、住民の信託を受けた地方政府を構成する議事機関として、住民の多様な意思を討論を通じて調整統合し、自治体の意思を形成する役割を果たします。

２　市議会は、自治法に定めるところにより、市政運営を監視するとともに、条例の制定、改正、廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市の意思を決定する権限を有します。

（　市議会の責務　）
第１０条　市議会は、広く住民の意見を聴き、市議会の審議その他の活動の透明性を確保し、開かれた議会の運営に務めなければなりません。

２　市議会は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治運営の基本原則にのっとり、常に住民の利益と権利を保障するとともに、住民の福祉の増進を基本にして進めなければなりません。

（市議会の会議）
第１１条　市議会の会議は、討議を基本とします。
２　議長から、本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て、反問することができます。

（市議会への住民参加　）
第１２条　市議会は、請願及び陳情を住民による政策提言と位置づけ、委員会において審議するに当たっては、提案者が意見を述べるとともに、提案者と委員会の委員とが当該事案に関して意見を交換する機会を設けなければなりません。

（　市議会議員の責務　）
第１３条　市議会議員は、住民の信託を受けた住民の代表として高い倫理観の下、地域の課題や住民の意見を把握するとともに、政策の提案及び立法に関する活動に務め、かつ、開かれた議会運営をとおして、住民のために誠実に職務を行います。

二巡目協議用　正副会長試案

※盛り込むべき項目と内容

Ⅱ 役 割

3 市の執行機関等の役割
【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

⑴ 市長の責務

① 市長は、地方自治法に定める権限を有するとともに、以下の役割を担います。

② 市の代表として、公平及び公正かつ誠実に、透明性の高い市政運営を行う。（義務規定）

⑵ 市の執行機関等の役割

① 公平及び公正かつ誠実に、透明性の高い市政運営を行う。（義務規定）

② 市民の意向や地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質や市民の満足度を高める。（努力規定）

⑶ 職員の責務

① 市の執行機関等の役割を担うとともに、以下の責務を担います。

② 全体の奉仕者として、市民の視点に立って職務を行う。（義務規定）

③ 自己研さんに励む。（努力規定）

【現状】

○市長の設置
　市町村に市町村長を置く。(地方自治法第139条)

○市長の権限
　統轄代表権(地方自治法第147条)、事務の管理及び執行権(同法148条)、職員の指揮監督(同法第154条)などがある。

○市長の担当事務
　議案の提出、予算の調整･執行など(地方自治法第149条)がある。

○全体の奉仕者
　すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。(憲法15条2項)

○住民の福祉の増進と最少の経費で最大の効果
　地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。(地方自治法第2条14項)

○職員の服務
　すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。(地方公務員法第30条)

○職員の研修
　職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。(地方公務員法第39条)

○熊本市職員の倫理の保持に関する条例
　公務及び職員に対する市民の信頼を確保することを目的に、熊本市職員の倫理の保持に関する条例を平成20年4月から施行

○熊本市人材育成基本方針
　人事管理制度や職員研修の体系を人材育成の観点から見直し、組織として最大成果の実現を目指すため、熊本市人材育成基本方針を平成19年3月に定めた。

○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

【1巡目の意見】

★「市長の責務」について

○「就任にあたっての宣誓」については、内容をもう少し検討すべき(前委員)
○「市長の設置」として、「住民が直接選挙により信託を受けた市の代表である。」ということを明確にすべき。(林委員)

○「市長の権限」として、議案の提出や予算の調整、職員や公共的団体に対する指揮監督権などを明確にすべき。(林委員)
○「市長の責務」として、「市長は、その権限の行使にあたっては、自治の基本理念及び自治運営の基本原則にのっとり、住民との情報の共有、参画･協働の市政運営を図り、常に住民の権利を保障することを基本としなければならない。」、また「市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを住民等及び市議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。」ということを盛り込まないと少し過不足がある。(林委員)

★「市の執行機関等の役割」について

＜全体の意見＞
○市の執行機関の責務を盛り込むことには賛成だが、「市政運営の基本等」として、情報の共有や住民の主体的な参画・協働、人種・性別の問題、差別的取り扱いの禁止、一人ひとりの福祉の増進の問題、最少の経費で最大の事業効果を盛り込むべき。（林委員）

＜「１　公平・公正かつ誠実、透明性の高い市政運営」の意見＞
○「公平」という言葉をどこまで認識するのかということもあるので、表現は議論すべき。（鈴木委員）
○「公平・公正かつ誠実」と３番目の「最少の経費で最大の効果」は、矛盾が発生することを念頭に検討。（荒木副会長）

＜「２　行政サービスの質を高めること」の意見＞
○市の執行機関の責務を盛り込むことには賛成だが、「行政サービスの質を高める」という表現は非常に抽象的なので、もっと具体的にすべき。林委員が提案された行政運営の原則を必ず議論してもらいたい。（西村委員）

＜「３　最小の経費で最大の効果」の意見＞
○最少の経費で最大の効果」と「公平・公正かつ誠実」は、矛盾が発生することを念頭に検討。（荒木副会長）

＜「４　個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」の意見＞
○自治基本条例に盛り込むことは賛成だが、「市の執行機関の責務」に盛り込むには大きな規定。この項目は、他の全体的なところに位置づけるべきではないか。（田中委員）

＜「５　参画機会の拡充と意見や提案の施策への反映」の意見＞
○盛り込むことに異論はないが、今の書き方では「施策に必ず反映させなければならない。」とも読める。内容によっては反映できないものもある。また、「市民参画制度、施策への反映」にも同様の規定があるが、ここは「施策に反映させるように努めます」とある。これらの調整が必要。（前委員）
○反映できない場合もあると思うので、その時はなぜ反映できないかの説明が必要。（山形委員）

＜「６　積極的な情報公開と説明」の意見＞
○役所の組織が縦割りであるが故に公開されにくいことがあり、これをどう打破していくかを念頭に置くこと。（荒木副会長）

○運営機構（最高意思決定機関、政策会議、各局会議等）が市民に知られるようなシステムが必要。（荒木副会長）

★「職員の責務」について

＜「1　知識及び能力の習得とその向上」の意見＞
○職員の努力を公正・公平に評価するシステムをどこかに盛り込むことが必要。（落水委員）
○「必要な知識」とは、具体的にはどこまでを言うのかを検討すべき。（齊藤委員）
○林委員が提案されているように、「市の職員は、地域課題を発見し、解決方法を発明し、実行する知識や能力の取得と向上に努めるとともに、自己啓発を図り、創意をもって住民等と協働し、住民自治の実現に努める。」ということについても議論すべき。（西村委員）
○タイトルだけで見ると「2　自己研さん」との区分が分からない。重複しているのであればどちらかだけでいい。（鈴木委員）
○地方公務員法上、市の職員には臨時職員や嘱託職員も含まれるが、この人たちに知識の向上や能力の習得をどこまで求めるのかは検討する必要がある。（山口会長）

＜「2　自己研さん」の意見＞
○タイトルだけで見ると「1　知識及び能力の取得とその向上」との区分が分からない。重複しているのであればどちらかだけでいい。（鈴木委員）

＜「3　日本国憲法及び条例遵守」の意見＞
○日本国憲法以外の法令の遵守もあるので検討が必要。（前委員）
○これまで「条例」という言葉は、当自治基本条例を指していたが、ここでは全ての条例を指している。この辺の整理が必要。　また、後にある「法令遵守」との整理も必要。（山口会長）

【林委員･西村委員提言】
（地方政府（市長及び執行機関の設置））
第１４条　市に、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた地方政府を構成する市の代表機関である市長及び執行機関を設置します。

（市長の権限）
第１５条　市長は、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた市の代表として市を統轄し公正かつ誠実・透明に市政運営を行います。

２　市長は、自治法に定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調整、職員の指揮監督、公共的団体等に対する指揮監督等の市の事務を管理し、これを執行する権限を有するとともに、住民の人権を擁護し、かつ、住民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。

（市長の責務）
第１６条　市長は、その権限の行使に当たっては、広く住民の意見を聴くとともに、この条例の自治の基本理念、自治運営の原則及び各制度を遵守し、住民との情報の共有及び市政への参画を基本として、説明・応答の市政運営に務め、住民の利益と権利を擁護し住民

の福祉の増進を最大限に図り、公正かつ誠実・透明を基本としなければなりません。

２　市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを住民及び市議会に説明するとともに、その評価を含め達成状況を報告しなければなりません。

（執行機関の連携及び協力　）
第１７条　市長及び執行機関は、所掌事項について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、常に補助機関の活性化、機能的な組織を目指さなければなりません。
（　参与等　）
第１８条　市長は、常勤の特別職である副市長に加えて、市長の業務を補佐するため、参与等を設置することができます。
（　補助機関である市の職員の責務）
第１９条　職員は、地方政府を構成する市長の補助機関として、その職責が住民の信託に由来し、一部の奉仕者ではなく、住民全体の奉仕者であることを自覚し、憲法、法令及びこの条例の基本理念・自治運営の基本原則、各制度等を理解し、任命権者の指示、命令に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行わなければなりません。
２　職員は、地域課題を発見し、解決方策を発明し、他都市の実例に学び、政策実務の知識及び応用能力の向上に努めるとともに、自己啓発を図り、創意をもって住民と協議・協働し、住民自治を実現しなければなりません。
３　市は、前項に定める職員の能力の向上を図るため、研修体制を充実するとともに、職員の自己研修のために、多様な機会を保障しなければなりません。